

# 不法投棄は犯罪です!!

ごみをポイ捨てした者は  
『廃棄物の処理及び清掃に関する  
法律違反（投棄の禁止）』により

— 罪 —

『5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金』に処せられます。

最近物部地区の用水路や畑に家庭ごみを捨てる不法投棄が断続的に発生しています。

ゴミの種類は、

家電製品、空き缶、ペットボトル、  
吸い殻など・・・

不法投棄は重大で悪質な犯罪です。

なにより、用水路、畑、道端にゴミが落ちていると、どのような気持ちになるでしょうか？

ゴミの収集日、収集場所は決まっています。

**誰かが拾う、自分だけ**

という安易な考えは許されません。

ゴミの不法投棄が継続されれば、当然**法律違反となり、取り締まりの対象**となります。

**みんなの住む物部地区をみんなで綺麗な町にしましょう!!!**

物  
井  
駐  
在  
所  
だ  
よ  
り



3月

☎ 75 -  
1157

